



令和7年4月1日 発行

目 次

[神丘中学校校訓・校章](#)

[中学校の生活について](#)

[神丘中学校生徒会会則](#)

[附則1 神丘中学校各委員会の仕事](#)

[附則2 神丘中学校生徒会役員選挙規定](#)

[月生活目標](#)

[緊急時の対応について](#)

[図書館のきまり](#)

[学校における感染症の種類と出席停止](#)

[防寒着・防寒具について](#)

[日課表](#)

[神丘中学校校歌](#)

校 訓

「伸びる」
「広がる」
「実 る」

校訓について

本校は旧猪高地区内に開設され、通学の関係で城山中学の委託通学の新設校として発足しました。清新の気にもえる学校の校訓には、将来の伸展を念願して「伸びる」「広（展）がる」が目標に掲げられ、その象徴として男女の青年像を名古屋出身の彫刻家高藤鎮夫氏に依頼して制作されたのが現在中庭（光庭）にあるものです。

直立の男子像は無限の未来にむかって、高い理想を掲げて前進する「伸びる」姿を現したものであり、女子の座像は伸展の展（のび広がる）を表現したものであります。なお、台座の題字は坪井律三先生（元、野立小学校長）の手によるもので、伸展にふさわしいのびのびとした書体であります。

更に、伸展を強調するあまり内容の充実を忘れることのないように、基本をしっかりとおさえた努力をするようにと「実る」が追加されました。

開校当時を知る人で、今日の神丘中学の姿を予想した人は少なく、市内最高の人口増加率をもつ代表的文教区域にあって名門校として着実に前進を続けてきました。先輩の残してくれた業績の上にさらに積み上げることのできるよう、知・徳・体の各面において一層の「伸展」をするよう努力してもらいたいと思います。中学生の三か年での「実り」は各人の努力次第で大きな差になってくるものです。顧みて悔いのない日々が過ごせるよう、中庭（光庭）の青年像に負けないような、たくましく、心の美しい人に育ってほしいものです。

校章の由来



全体の構図は「神丘」の地名の「神」に因んで三種の神器の中の勾玉（まがたま）をあらわし、中学校の「中」を形どっている。「中」の意匠は、学問のシンボルである「ペン」をあらわし、文化の高い、知性豊かな人をつくりたいという願いがこめられ、その上に「神丘」という文字を浮き上がらせたものである。

中学校の生活について

登下校時

- (1) 登下校は、決められた通学路を通る。
 - ① 横断歩道を必ず使用する。
 - ② 横に広がって歩かない。
 - ③ 歩車分離横断歩道での斜め横断はしない。ただし、スクランブル式は斜め横断できる。
- (2) 8時30分までに教室内へ入室し、8時35分に着席完了し朝の活動をスタートできるように準備する。
 - ※8時15分の解錠時間より早すぎる登校をしない。
 - ※朝の活動が終了し、担任の先生が来るまでは授業の用意などをし、静かに待つ。
 - ※朝8時35分を過ぎて教室にいない場合を「遅刻」とする。
 - ① 上履き、下履きは、下駄箱前のタイル部分で区別をつける。
- (3) 持ち物は、カバンに入れて登校する。
 - ① リュックサックなどの両手があき、収納しやすいカバンがのぞましい。ファスナーがついて、中身が出ないものを使用する。
 - ② 自分のものだと分かる小さい目印を一つ付けても良い。
 - ③ できるかぎり、指定されたロッカーに入れる。ロッカーに入りきらない荷物がある場合は、指示された場所へ置く。その際、荷物は最小限にとどめる。
 - ④ タブレットはケースに入れ、机の横の専用フックにかけて保管する。授業後は持ち帰るか、保管庫に入れておく。

生 活 時

- (1) 授 業
 - ① チャイムで活動が始められるようにする。
 - ② 先生が来ない場合は、静かに自習する。
 - ③ 授業用具の貸し借りはしない。
- (2) 教室移動
 - ① 放課中に移動を完了する（総務委員と風紀委員は移動を促す。南校舎の東と西の階段は使用しない）。
 - ② 確実に消灯・戸締まりをする。風紀委員が戸締まりを行い、鍵を管理する。
 - ③ 原則として、他学年の廊下は通らない。
- (3) 放課中の過ごし方
 - ① 放課中に次の授業の準備をする。
 - ② 他の教室へ入らない。また、他学年の教室や廊下へ行かない。
 - ③ 廊下・教室など校舎内では静かに落ち着いて過ごす。
 - ④ 昼放課以外は校舎内で過ごす。
 - ⑤ 防火扉は開けたり、もたれかかったりしない。万が一扉が開いてしまった場合はすぐに閉め、近くの先生に申し出るか、職員室にいる先生に申し出る。
 - ⑥ トイレ・手洗い場は、指定された場所を使用する。
 - ⑦ 廊下側の扉のカーテンは着替えの時のみ閉める。内側から鍵はかけない。

(4) 持ち物

- ① 不要物（携帯電話・スマートフォンやお菓子など、学校生活に必要なものを持ってこない。

- ② 持ってきて良いもの

飲み物	水・お茶・スポーツドリンク（水筒・ペットボトルにいれる）
本 類	小説など、図書室に置いてあるようなもの
その他	薬用リップ（無色無臭） 日傘 帽子 保冷剤 うちわ せんす タオル（水に浸して冷えるもの） 汗ふきシート（無香料） くし マスク ひざかけ 使い捨てカイロ 日焼け止め（スプレータイプは不可 無香料のもの）

(5) 昼 食

- ① 昼食時間中は、昼食場所で静かに過ごす。
② 牛乳を残した場合は、自分で飲み残しを廃棄処理する。

(6) 職員室入室時

- ① カバンなどは置いて入室する。
② 入り口で自分のクラス・名前を名乗り、用件を伝えたり、先生を呼んだりする。

(7) その他

- ① 万が一、忘れ物があつた時は、担任や教科担任に申し出る（場合によっては、学校から家庭に電話連絡をして、持ってきてもらう）。

(8) 服装・頭髪

- ① 身だしなみは、TPOをわきまえたものとする。
・ 活動がしやすく、清潔な髪型を基本とする。
・ 髪の長さが、活動の妨げになる場合（肩にかかるくらい）は、ゴムで束ねるかピンで留める。
ゴムは、黒、紺、茶。
ピンは、装飾性のないもの。
・ 脱色・染色・パーマ等、頭髪に手を加えない。
・ マニキュアや香水など、不要なものをつけない。

- ② 制服は、通年で自主選択する。卒業式など指定する場合もある。制服着用を指定することが決定しているのは以下の日である。なお、「1学期の終業式」と「2学期の始業式」以外は全てブレザー、ネクタイ・リボンを着用するため、ポロシャツでの登校ができない。

【1学期】始業式、入学式、学級写真撮影日、終業式

【2学期】始業式、音楽会、終業式

【3学期】始業式、卒業式、修了式

- ③ 制服の正しい着こなしを心掛ける。名札は胸ポケットに止める。登校時に名札やネクタイ・リボンを忘れた場合は、担任に申し出て、貸出用のものを着用する。
④ ブレザー着用時はネクタイまたはリボンをつける。ただし、ポロシャツ着用時はネクタイ・リボンをつけない。
⑤ カッターシャツやポロシャツの下に肌着を着用する。
⑥ 靴下は、白、黒、紺、グレーなどの単色（無地）のものを着用する。

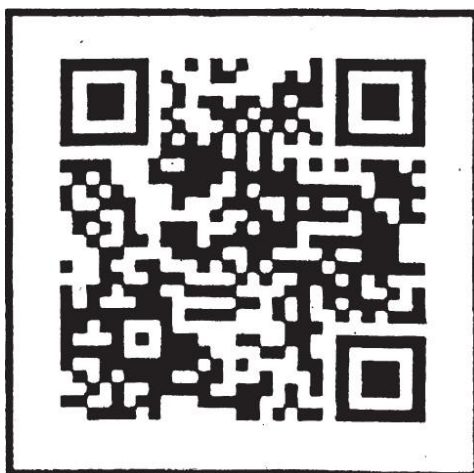
- ⑦ 靴下の長さは、くるぶしが隠れるものとする。
- ⑧ 通学靴は運動靴を使用する（マジックテープ付きも可）。
- ⑨ かかとをつぶして履かない。
- ⑩ 雨天時にはレインシューズ・長靴を使用しても良い。
- ⑪ ベルトは黒、紺、茶の単色のものを使用する。
- ⑫ 防寒着・防寒具の着用については、ルールを確認し、体調に合わせて活用してもよい（[18ページ『防寒着・防寒具について』](#)参照）。
- ⑬ 校内で運動時以外は、名札を必ずつける。

授 業 後

- (1) 最終時限終了後、直ちに帰りの会を行う。
- (2) 清掃当番は、学級で決められた区域を丁寧に清掃する。
- (3) 用がない生徒は、下校する。
- (4) 教室の戸締まりの際、カーテンを片側に寄せ、消灯・施錠を確実に確認する。
- (5) エアコン、扇風機、TVの電源が切れているか確認する。
- (6) 居残りが必要な時は、終了予定時間を決め、担任の許可を得る。

そ の 他

- ・ 遅刻して登校した場合は、まず職員室へ立ち寄って連絡票を受け取り、教室へ行く。
ただし、8:35～8:50の間に登校した場合は直接教室へ行き、朝の会の前に担任に申し出る。
- ・ エアコン・テレビのスイッチやタブレット保管庫の鍵は勝手に触らない。
- ・ エレベーターは許可なく使用しない。
- ・ 欠席をする場合や遅刻して登校する場合は、保護者から連絡してもらう。連絡の手段は、きずなネット、電話、保護者からのメモなどいずれでもよいが、必ず保護者に連絡してもらう。



〈欠席・遅刻連絡用の2次元コード〉
(保護者の方がご利用ください)
※生徒証明書の裏のものと同じです。

神丘中学校生徒会会則

改正 S 4 9 . 1 1 .
一部表記変更 H 3 1 . 3 .

第 1 章 総 則

第 1 条 この会は名古屋市立神丘中学校生徒会といいます。

第 2 条 この会は神丘中学校生徒の健全な自主的活動により学校や地域社会と協力して、自分たちの生活改善や福祉を目ざし、将来民主的な国家や社会の一員となるよう努力することを目的とします。

第 3 条 この会の会員は名古屋市立神丘中学校の生徒とします。

第 2 章 会員の権利と義務

第 4 条 会員はこの会の運営に自分の意見を反映させる権利をもちます、また自分達の代表者を選挙したり、選挙されたりする権利をもちます（ただし、任期は 1 年とする）。

第 5 条 会員はこの会の決定事項に従う義務があります。

第 3 章 運 営

第 6 条 この会の運営は協議機関と執行機関に分けて運営されます。

第 7 条 協議機関は生徒総会、生徒議会、学級会とし、この会の目的を達成するためのすべての議案について協議を行います。

第 8 条 執行機関は執行委員会、総務委員会、各委員会、部活動連絡会とし、協議機関で協議された事項を実行します。

第 4 章 役員及び執行委員会

第 9 条 この会には会長 1 名、副会長 1 名、執行委員 4 名の役員を置きます。

第 1 0 条 役員は選挙により全校生徒の中から選ばれます。

第 1 1 条 役員にはこの会がより民主的により積極的に発展するよう努力する義務があります。

第 1 2 条 役員には次のような責任の仕事があります。

会長はこの会の代表者で、会の運営の責任をもちます。

副会長は会長を補佐し、会長が不在の場合はその仕事を代行します。

執行委員はこの会に関する一切の記録の保持や発表などの仕事を行います。また会長及び副会長と共に執行委員会を構成し会の運営をします。

第 1 3 条 執行委員会は役員によって構成されます。

第 1 4 条 執行委員会はこの会の目的を達成するために様々な問題に取り組んで積極的に議案を作成します。

第 1 5 条 執行委員会は生徒議会及び各委員会、部活動連絡会を召集することができます。

第16条 執行委員会は総務委員会に対し、必要に応じて指導助言をすることができます。

第17条 執行委員会は部活動連絡会に出席して会の運営をします。

第5章 生徒総会

第18条 生徒総会はこの会の最高の協議機関とし、全生徒に直接関係のある重大な問題が生じた場合に生徒会長が召集します。

第19条 生徒議会の連絡又は報告その他の行事については生徒集会や学活で行います。

第6章 生徒議会と議員

第20条 生徒議会は役員及び議員で構成されます。

第21条 生徒議会の定例会は原則1か月に一度、臨時会は役員及び議員又は会員が必要と認めた場合、適宜開かれます。

第22条 会員は生徒会長の許可があれば生徒議会を傍聴することができます。

第23条 生徒議会には1名の専任の議長を置きます。この議長は最初の生徒議会の話し合いで決めます。

第24条 議長団は執行委員会から出された議題について議事の進行をします。

第25条 議長は自ら発議をすることはできません。

議長が発議をする場合は議長団の中で議長を交代します。

第26条 議員の5分の4以上の出席がない場合は議会を開き決議することはできません。

第27条 議事は採決により出席議員の過半数で決まります。可否が同数の場合は学級会へもどし再審議します。

なお、議事進行に関係ある採決の場合は議長が最終決定します。

第28条 生徒議会は必要に応じ役員の答弁を要請することができます。また各委員会、部活動の代表者を議会へ出席させ答弁を要請することができます。

第29条 議員は各学級の総務委員をこれにあてます。

第30条 役員と議員を兼ねることはできません。

第31条 議員が議案を生徒議会へ提出する場合は、自分の属する学級会又は総務委員会の過半数の賛成を必要とします。また、学級会、総務委員会の過半数の要求があった場合は議案を議会に提出しなければなりません。

第32条 議員には学級会より議決権をまかせられます。しかし、必ず学級会の意向を考えて議決する必要があります。

第33条 役員及び議員は全会員に議会の経過報告をしなければなりません。

第34条 議題は生徒議会が開かれる前日までに執行委員会へ提出します。執行委員会はこれをまとめて議長団へ提出します。

第7章 学 級 会

第35条 学級会は学級の全員によって構成されます。

第36条 学級会は学級の実態に応じて開きます。

第37条 学級会は学級の総務委員を議員として議会へ送ります。

第38条 学級の議長及び書記の選出については生徒議会に準じます。

第39条 学級会は学級の過半数の意見を議案として議会へ提出することができます。

第40条 学級会は各委員会に男女各1名ずつの委員を送ります。

第8章 総務委員会

第41条 総務委員会は生徒議会の議員により構成されます。

第42条 総務委員会は総務委員長（代表）を選んで会の運営にあたります。

第43条 総務委員会は別に定める事項につき、生徒議会と各委員会の連絡調整を行います。

第44条 総務委員会は生徒議会から委任された事項につき、実行の細案を審議して生徒議会に提出しなければなりません。

第9章 各委員会

第45条 各委員会は学級より選出された男女各1名ずつの委員により構成されます。

第46条 各委員会は総務委員会の下に属し、議会で議決された事項の実行を担当します。

第47条 各委員会は委員長、副委員長各1名ずつ選任します。

第48条 各委員会は委員会で作られた細案にしたがい、計画的に活動しなければなりません。

第10章 部活動連絡会

第49条 部活動連絡会は各部活動の部長により構成します。

第50条 部活動連絡会は委員会の要請により、各部活動間の連絡調整をします。

第11章 特別委員会と選挙管理委員会

第51条 特別委員会は総務委員会の仕事に含まれない特別の問題の審議をしなければならない場合に設けられます。

第52条 特別委員会は生徒会役員及び生徒会議員の中から選ばれた数人の代表者により構成します。

第53条 選挙管理委員は各学級より選ばれた1名ずつの代表で構成します。

第54条 選挙管理委員会は別に定める神丘中学校選挙規定により生徒会役員の選挙に関する一切の仕事をします。

第12章 会則の改廃

第55条 この会の会則の改廃は、議員の3分の2以上の賛成によって発議され生徒総会にかけられます。そして全会員の過半数の賛成により改廃することができます。ただし、職員会をへて校長の許可がなければなりません。

第 13 章 役員、議員及び各委員の任期とその解職請求

第 56 条 この会の役員、議員及び委員の任期は 6 か月とし、再選をさまたげません。ただし、改選のための選挙が行われるまでは前任者がその仕事を引き継いで行います。

第 57 条 この会の役員、議員及び委員の改選は半期に一度行います。

第 58 条 この会の役員、議員及び委員に欠員が生じた場合は役員については補欠選挙を行い、これを補います。議員や委員会については学級で相談し、補欠選挙を行うか、兼任の形でこれを補います。

第 59 条 この会の役員、議員及び各委員会の解職請求はそれぞれ生徒議会又は学級会において発議され、役員の場合には全会員の 3 分の 2、議員及び委員は学級の 3 分の 2 以上の賛成によって認められます。

第 14 章 会 計

第 60 条 この会の経費は会員より集めた会費及びその他の収入をこれに充てます。

第 61 条 この会の予算決算は執行委員会と顧問の先生が作成し、職員協議会で承認を得る必要があります。

第 62 条 予算作成にあたっては、生徒会長、各委員会の委員長及び部活動の部長は顧問の先生と相談し、職員協議会を経て予算の請求をします。

第 63 条 執行委員会は生徒議会の要請があれば会計の収支を明確にして、生徒議会の監査を受けなければなりません。

第 64 条 この会の会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとします。

第 15 章 顧 問

第 65 条 この会には専任の顧問の先生をおきます。

第 66 条 顧問の先生は生徒議会執行委員会その他の会において直接指導助言をします。

第 67 条 顧問の先生はこの会と職員協議会の連絡をします。

第 16 章 最高決定権

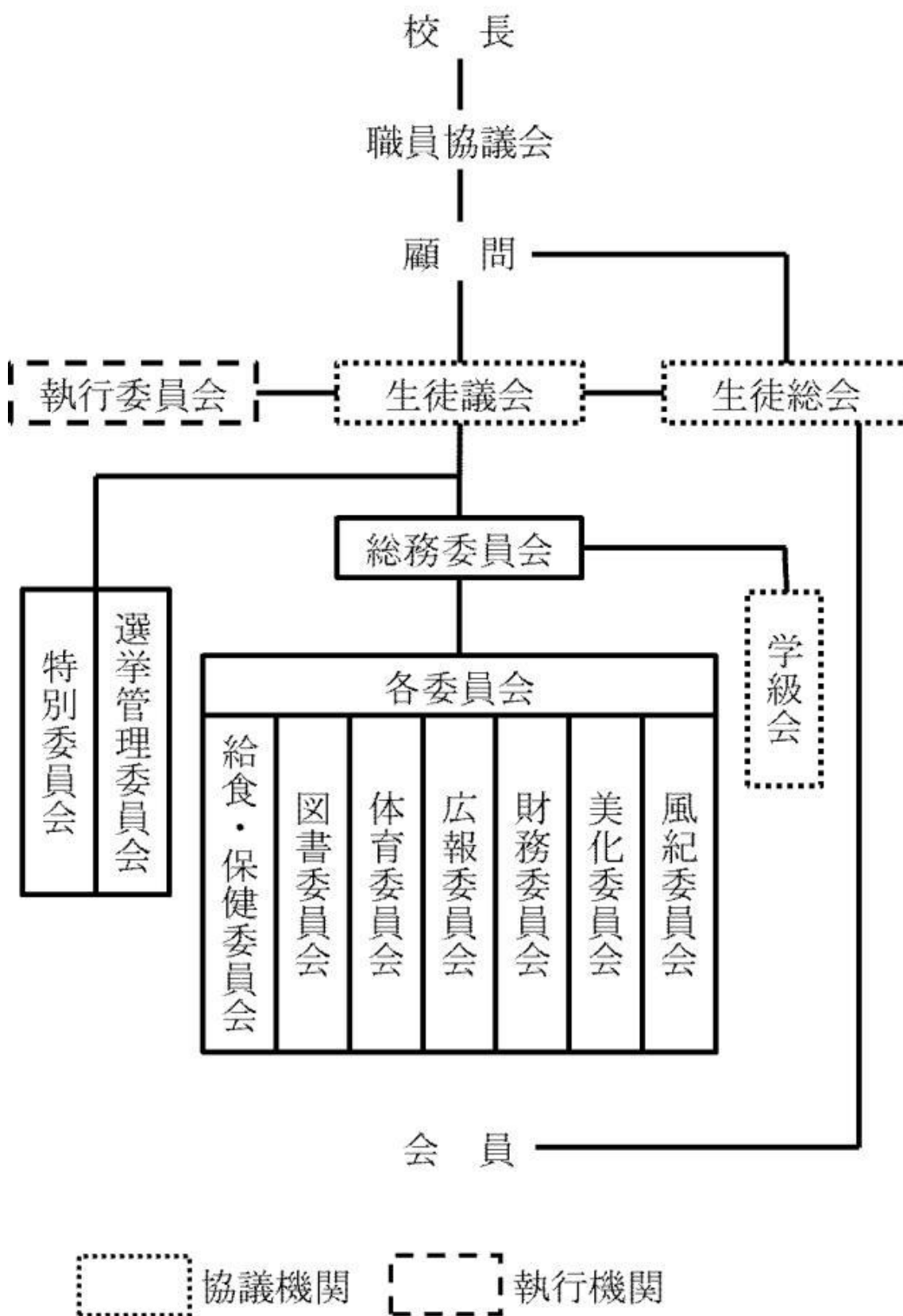
第 68 条 校長はこの会の活動に関するいかなる問題に対しても最高決定権を持ちます。

第 17 章 補 則

第 69 条 この会則は議員の 3 分の 2、全会員の過半数の賛成により職員会議にかけられ、校長の許可によって施行されます。

第 70 条 この会則は昭和 50 年 4 月 1 日より実施します。

神丘中学校生徒会組織図



附則 1 神丘中学校各委員会の仕事

1. 神丘中学校生徒会には次の各委員会をもうけ、生徒総会及び生徒議会で決議された事項につき、その仕事を分担して実行します。

- | | | |
|--------------|-----------|-----------|
| (1) 風紀委員会 | (2) 美化委員会 | (3) 財務委員会 |
| (4) 広報委員会 | (5) 体育委員会 | (6) 図書委員会 |
| (7) 給食・保健委員会 | | |

2. 上記の委員会は次のような仕事を専門的に行います。

○風紀委員会

週番活動

校内生活向上の啓発

○美化委員会

清掃の指導、油引き

校内美化および校外での行事の美化

○財務委員会

各種募金活動

○広報委員会

掲示物の作成及び掲示

校内放送の立案運営

放送器具操作他

○体育委員会

体育大会等各種体育行事の運営

○図書委員会

学校図書の管理

図書館の運営

○給食・保健委員会

スクールランチ関係活動

ミルク当番

健康生活への啓蒙

附則 2 神丘中学校生徒会役員選挙規定

第1章 選挙管理委員会

- 第1条 生徒議会は役員の一の要請により、生徒会役員の一の任期が満了した時、各学級より、各1名ずつの選挙管理委員を選びます。
- 第2条 選挙管理委員は選挙管理委員会を構成し、委員長1名、副委員長2名を選びます。
- 第3条 委員長、副委員長はこの会の運営に当たります。
- 第4条 選挙管理委員会は次の仕事を行います。
1. 選挙の公示（選挙期間、立候補届出期間、立候補手続き等）
 2. 立候補の受付とその発表
 3. 立会演説会、個人演説会等の管理運営
 4. 選挙の投票、管理、開票
 5. 当選の確認とその発表
 6. その他役員選挙に必要な事項

第2章 立候補およびその届出

- 第5条 神丘中学校生徒は誰でも立候補できます。ただし、立候補者に対する責任者1名と推せん者30名以上の署名を必要とします。
- 第6条 立候補者は定められた期間に、定められた用紙に必要事項を記入して選挙管理委員長に届け出なければなりません。
- 第7条 立候補者が定められた期間内に定員に満たない時は選挙管理委員会はその期間を延長して再公示しなければなりません。

第3章 投票及び当選者

- 第8条 投票は各候補者の中から会長1名、副会長1名、執行委員4名を所定の投票用紙に記入の上、投票します。
- 第9条 投票の結果、有効投票の最多数を得たものから順次当選者としてします。同数の場合は決選投票としてします。
- 第10条 候補者が定員と同数の場合は信任投票を行い、過半数をもって当選します。

第4章 選挙運動

- 第11条 ポスターはB4、3枚以内で、選挙管理委員会の検閲印を受けたもののみ有効としてします。
- 第12条 ポスターには責任者氏名及びクラス名を記入しなければなりません。
- 第13条 ポスターの掲示は所定の掲示板以外は貼ってははいけません。
- 第14条 ポスターは選挙終了後、責任者でとりはずさなければなりません。

第15条 立候補者は選挙管理委員会の設ける立会演説会で意見をのべることができます。また個人演説会を開く場合は選挙管理委員会の許可を得なければなりません。

第5章 補 則

第16条 生徒会会則第13章第59条による解職請求があった場合は選挙管理委員会は投票に付さなければなりません。

第17条 生徒会会則第13章第59条による生徒会役員補欠選挙は任期が3か月以上ある場合に行います。

第18条 選挙管理委員は立候補できません。選挙管理委員が立候補する場合は委員をやめて代理を出さなくてはなりません。

第19条 生徒会役員選挙規定の改廃は生徒議会の過半数の賛成によって可決され、校長の承認によって成立します。

第20条 この規約は昭和40年1月4日より実施します。

月生活目標

- 4月 服装を整えましょう。
- 5月 交通ルールを守り登校しましょう。
- 6月 時間を意識して行動しましょう。
- 7月 暑さに負けない体づくりをしましょう。
- 9月 気をひきしめて行動しましょう。
- 10月 落ち着いた態度で学習をしましょう。
- 11月 校内美化に努めましょう。
- 12月 読書に親しみましょう。
- 1月 目標をもって行動しましょう。
- 2月 手洗いうがいをして、病気の予防に努めましょう。
- 3月 一年を振り返り、次年度の準備をしましょう。

緊急時の対応について

「愛知県全域」・「愛知県西部」・「尾張東部」・「名古屋市」に、各警報や特別警報などが出された場合や地震等の災害時、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意、巨大地震警戒）の発表時に、下記のような措置をとる。

1 暴風警報・暴風雪警報・特別警報の発表時に伴う対応について

登校中	午前6時に警報が 発表中の時	午前中の授業を中 止する。	※ 午後からの授業を行う場合 でも、通学路の状況によって登 校に支障があるときは、登校を 見合わせる。また、その旨と危 険状況等を学校に至急連絡す る。
	午前6時から 午前11時まで に解除された時	午後の授業を行う。 自宅で昼食をとり、 午後1時25分ま でに登校する。	
	午前11時現在 引き続き発表中の時	午後の授業も中止 する。	
在校中	通学路の安全確認後、速やかに下校する。気象状況によっては、また、引き渡しをする場合に、保護者または代理人がすぐに迎えに来ることができない生徒については、学校で待機する。		
	※ 気象状況については、テレビやラジオ、気象庁のホームページ等で確認する。		

※ 教育委員会が前日に休校を決定した場合、平日・土日祝を問わず、前日午前12時までに教育委員会より「なごやっ子あんしんメール」と「教育委員会ホームページ」で休校のお知らせがある。

2 大雨警報・洪水警報・大雪警報、土砂災害警戒情報の発表時に伴う対応について

登校前	特に学校から指示がない限り、平常の授業を行う。 ※ 危険が予想され、登校を見合わせる場合には、学校から「なごやっ子あんしんメール」でお知らせがある。また、危険が予想される場合は、保護者の判断で登校を見合わせ、その旨と危険状況等を学校に至急、連絡する。
在校中	平常授業を行う。ただし、浸水や洪水、土砂災害等の被害がある、あるいは予想される場合は神丘中ブロックで情報交換のうえ、校長判断で授業の継続及び中止を決定し、「なごやっ子あんしんメール」で連絡がある。土砂災害警戒情報が発表された場合は指定緊急避難場所である本校で待機する。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意、巨大地震警戒）発表時に伴う対応について

登校前	学校から連絡（なごやっ子あんしんメール）がない限り平常通り登校する。
登校中	原則としてそのまま登校し、在校中に発表された場合に準じた措置をとる。
在校中	学区が『事前避難対象地域』ではないため、原則、通常通りの活動を行います。ただし、すぐに被害の発生が想定される場合は、発表されたことをすみやかに生徒に伝え、授業を中止し、学級単位で教室に待機する。状況によっては、運動場へ誘導し、安全な場所へ避難する。さらに、状況によっては「なごやっ子あんしんメール」で連絡し、出迎えの保護者、または代理人に引き渡される。
下校中	そのまま下校し、在宅時と同様の措置をとる。
在宅時	学校から連絡がない場合は平常通り生活する。登校しない旨の指示がある場合は自宅待機し、学校から連絡（なごやっ子あんしんメール）があるまでの間、臨時休業日とする。

4 避難指示、緊急安全確保の発令時・震度5強以上の地震の発生時に伴う対応について

登校前	自宅待機とする。学校から連絡（なごやっ子あんしんメール）があるまでの間、臨時休業日とする。	
登校中	自宅近くにいる場合は、安全に気をつけて帰宅する。それ以外はそのまま登校し、右記の措置をとる。	原則、生徒は学校で待機する。学校から連絡（なごやっ子あんしんメール）があったら出迎えの保護者（または代理人）の方へ引き渡される。
在校中	ただちに授業を中止し、右記の措置をとる。	
下校中	そのまま下校し、登校前と同様の措置をとる。外出は避けるようにする。	

※ 震度5弱以下の地震であっても、状況に応じて「生徒引き取り」をお願いすることがある。

※ 「生徒引き取り」等、学校からの連絡は、原則きずなネットの「なごやっ子あんしんメール」でのお知らせがある。天災の影響及び施設の不具合で配信等がなくなる場合が考えられることを知っておく。

※ 震度5強以上の地震が発生した場合、翌日以後、学校から連絡があるまでの間、臨時休業日となる。

※ 緊急の連絡先や電話番号等に変更があった場合は、学校へ連絡する。

（神丘中学校TEL 701-1268）

図書館のきまり

1. 開館時間

- 月火水木金曜日の昼放課と授業後30分間を原則とする。

2. 館内閲覧

- 書架から自分で出し、必ず元の位置へ戻す。

3. 館外貸し出し

(1) 手続き

借りたい本を当番に提示し、パソコンで手続きを受ける。

(2) 期間

1週間以内とする。

(3) 貸し出し冊数

2冊とする。

(4) 貸し出しできない図書

禁帯出ラベルの本、雑誌、辞典、事典類

- 紛失、破損した場合、すみやかに係の先生に申し出る。

- 返却が遅れた場合、すみやかに係の先生に理由を申し出る。

4. 館内での心得

- 礼儀正しく行動する。

- 他人に迷惑がかからないように静かに読書したり、研究したりする。

- 図書室の備品などは大切に扱い、万一汚したり、破損したりした場合、係の先生にすみやかに申し出る。

学校における感染症の種類と出席停止

感染症の予防に関しては、感染症予防法を始めとする諸法令があり、生徒にも適用される。
学校感染症の種類と出席停止期間（学校保健安全法施行規則第18条・19条）

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がMERSコロナウイルスであるものに限る）、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
第二種	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜炎	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後、5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症 手足口病、伝染性紅斑、溶連菌感染症、ウイルス性肺炎、流行性嘔吐下痢症（感染性胃腸炎）、マイコプラズマ感染症、ヘルパンギーナ他	症状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※ 新型コロナウイルス感染症対策に関わり、上記以外の事由でも 一部出席停止とする場合がある。

防寒着・防寒具について

セーターなど ブレザーの中 に着るものについて	○ セーター・ベスト・カーディガンなどブレザーの中に着るもの ・ 必ずカッターシャツ、またはポロシャツを着用すること。 ・ 制服に合ったデザインのもの。 ・ 色は白、黒、紺、茶、グレーとする。 (ハイネック・パーカーは禁止) ・ 袖口・裾からはみ出さないものを着用すること。
スカートの下 など	○ タイツ、レギンス（トレンカも含む）、スパッツ ・ タイツは、足先まで覆っているもの。 ・ レギンス、スパッツは足首まで覆っているもの。その場合、靴下をはくこと。 ・ トレンカは土踏まずに引っ掛ける部があるもの。その場合、靴下をはくこと。 ○ スカートの中にタイツ、レギンス（トレンカも含む）、スパッツを着用する場合の色はベージュ、黒とする。
手袋・マフラー など	○ 手袋、マフラー、ネックウォーマー、スヌード、ニット帽 ・ 制服に合ったデザインのもの。マフラーの長さは長すぎないこと。 ・ 登校、下校時のみに使用すること。
コート類	・ 制服に合ったデザインのもの。 ・ 脱いだコートは教室のロッカーにたたんで入れること。 ・ 登校、下校時のみに使用すること。
その他	○ 使い捨てカイロ ・ 使用を認めるが、投げたりして遊ばないこと。 ・ 使用したカイロは学校では捨てず、必ず家に持ち帰ること。 ○ ジャージ上について ・ 校内でカッターシャツの上に学校指定のジャージを着てもよい。 ○ ひざかけについて ・ ひざかけを持参し、ひざにかけてもよい。 ・ 着用してきたコートをひざにかけてよい。

※ マナーとして、手袋やマフラー、コートは建物内では脱ぎます。ただし、セーター類などで体温調節しても、まだ寒いという場合は、室内での着用も認めています。

日課表

	時間	
区分	A 帯 5 0 分	B 帯 4 5 分
登校	8 : 1 5 ~	8 : 3 0
短学活	8 : 3 5 ~	8 : 4 5
1 時限	8 : 5 0 ~ 9 : 4 0	8 : 5 0 ~ 9 : 3 5
2 時限	9 : 5 0 ~ 1 0 : 4 0	9 : 4 5 ~ 1 0 : 3 0
3 時限	1 0 : 5 0 ~ 1 1 : 4 0	1 0 : 4 0 ~ 1 1 : 2 5
4 時限	1 1 : 5 0 ~ 1 2 : 4 0	1 1 : 3 5 ~ 1 2 : 2 0
昼食	1 2 : 4 5 ~ 1 3 : 0 5	1 2 : 2 5 ~ 1 2 : 4 5
放課	1 3 : 0 5 ~ 1 3 : 2 0	1 2 : 4 5 ~ 1 3 : 0 0
5 時限	1 3 : 2 5 ~ 1 4 : 1 5	1 3 : 0 5 ~ 1 3 : 5 0
6 時限	1 4 : 2 5 ~ 1 5 : 1 5	1 4 : 0 0 ~ 1 4 : 4 5
短学活	1 5 : 1 5 ~ 1 5 : 3 0	1 4 : 4 5 ~ 1 5 : 0 0
清掃	1 5 : 3 0 ~ 1 5 : 4 5	1 5 : 0 0 ~ 1 5 : 1 5

【完全下校時間】

4 月 1 8 : 0 0

5 ・ 6 ・ 7 月 1 8 : 1 5

9 月 1 8 : 0 0

1 0 月 1 7 : 3 0

1 1 ・ 1 2 月 1 7 : 1 5

1 ・ 2 ・ 3 月 1 7 : 3 0

神丘中学校校歌

松田好夫 作詞

明るく ♩ = 90

水野久一郎 作曲



ひん がし に さな げは とお ーく か
まき のい け かな たに ひか ーり き
すえ やき し かま あと いく ーつ ふ
み おか や なが めあ かる ー し ちゅ
し にそ う みど りあ ぎや ー か こ
る きよ に はや cresc. f ま
う きよ ーう の ーとし はなれて かぜ きよ き この
う そ ーう の ーやな みおろ しそら ひろ き この
ち ま ち ーの ーれき しをほ こる ああ みと せ こ こ
ま なび やー に ーいの ーちも え ーしんり もとむる ひ
ま なび やー に ーみを ーきたえ ーりそ うは たかく ひ
に ま なび ーて ーちか ーいあ う ーゆう じょうれ し え
た ぶ ーる ーの わ こ う どわ れ ー ら
び す ーす ーむ わ こ う どわ れ ー ら
い え ーん ーの わ こ う どわ れ ー ら

1. ひんがしに 猿投は遠く

神丘や ながめ明るし
中京の 都心離れて
風清き この学舎に
命燃え 真理もとむる
ひたぶるの 若人われら

2. 牧の池 かなたに光り

岸に沿う 緑あざやか
高層の 屋並見おろし
空ひろき この学舎に
身を鍛え 理想は高く
日日進む 若人われら

3. 陶焼きし かま跡いくつ

古き世に はやくも開け
町町の 歴史を誇る
ああ3年 ここに学びて
誓いあう 友情うれし
永遠の 若人われら